

## 「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

共同企業体名：

## 簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（4）

評価項目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>本工事は、鳴門総合運動公園の野球場のメインスタンド上に鉄骨造の膜屋根を設置する工事である。</p> <p>本工事の資材搬入車両や重機等（以下、「車両等」という。）の搬入については、公園内の園路を通行する計画であることから、陸上競技場や武道館など公園利用者に対する安全対策が必要である。</p> <p>また、仮囲い内側は施工ヤードが狭く、車両等が錯綜することから、車両等と作業員との接触事故やクレーン作業による吊荷の落下事故を防止することが必要である。</p> <p>本工事は、高所での作業のため、資材等の落下による作業員の負傷や墜落事故を防止する安全対策が必要であるとともに、事故を防止するには、新規入場者への安全教育を行うなど、作業員や現場管理者が常に安全意識を保つことが重要である。</p> <p>さらに、建設産業の担い手育成の観点から、この工事の施工においては、県民の建設産業への関心を深めるための取組み（例：実際の施工現場を活用した作業体験等）を実施することとしている。そのためには、取組みの提案や提案を実施する際の関係機関との事前調整、安全確保等が求められる。</p> <p>これらのことを踏まえて、次の全ての事項について具体的に記述すること。</p> <p>①公園利用者に対する安全対策（車両等の走行）及び作業員に対する安全対策（接触、吊荷落下） ②高所作業における安全対策（資材落下（吊荷落下除く）、墜落、安全教育） ③建設産業への関心を深める取組みと実施に当たっての事前調整等</p> <p>※③の申請について、契約後に実施の是非を受発注者で協議し、有効な取組みとして実施することとした提案については、その費用を変更契約の対象とする（入札額には含めないこと）。</p> <p>※③の申請について、受注後、関係機関等との事前調整の結果、実施ができないと判断できる場合は、受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。</p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：

## 簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（4）

評 価 項 目	「施工上の課題への対応」の的確性
---------	------------------

### 具 体 的 な 施 工 計 画

本工事は、鳴門総合運動公園の野球場のメインスタンド上に鉄骨造の膜屋根を設置する工事である。

本工事は、別途発注工事の建築工事（1）が施工するスタンドの躯体に屋根の鉄骨柱を取付けたのち、観客席スタンド部分に足場を設置し、膜屋根を整備することから、建築工事（1）で施工する躯体を損傷することなく、工事を行う必要がある。

また、本工事の完成後に建築工事（1）が、スタンド部分の防水工事及び観客席や手摺りの設置などの仕上げ工事を行うことから、工事に遅れが生じないよう的確な工程管理が必要となるとともに、別途発注工事（建築工事、電気工事、管工事、空調工事）の受注者間で適切な工程の調整等を行い、円滑に工事を進捗させる必要がある。

なお、本工事の受注者は、建築工事（1）の受注者が労働災害を防止するために設置する協議組織や発注者が開催する定例会議に参加する必要がある。

これらを踏まえた上で、次の全ての事項について具体的に記述すること。

① 施工中のスタンドに配慮した屋根工事を行うための工夫  
 ② 本工事に遅れが生じないよう的確な工程管理を行うための工夫  
 ③ 別途発注工事と適切な工程調整を行うための工夫

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。





<記述上の留意点>

共同企業体名：

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名： ○○○○○○○○工事 ←※工事名が間違っていないか確認を！

評 価 項 目	「○○○○」の適切性
---------	------------

具 体 的 な 施 工 計 画

○○ということ（工事特性）に鑑み、○○する観点から、次の事項について記述すること。

- ① ○○・・・
- ② △△・・・
- ③ ■■・・・
- ④ ××・・・

※①の項目についての記述に対して、②の項目で評価することはないので、テーマに沿った記述になっているのか、再確認を！

特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る「簡易な施工計画（補足：工程表）」を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の**文字の大きさの規格は10.5ポイント以上とする。**

なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。

また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。

- ① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合
- ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合
- ③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合
- ④ A4版でない場合
- ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合

注1：手書きの場合も同様とする。  
 注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。  
 注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。  
 注4：空白行は、行数に含めない。  
 注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。

<記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限>

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。